

第 108 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

権利の根拠		放棄する権利		理由
種類	貸与年度	内訳	金額等	
育英資金 貸与金	平成21年度 から平成23 年度まで	未償還元金	486,000円	貸与の相手方及 び連帯保証人の破 産により今後回収 の見込みがないた め。
		延滞利息	85,050円	
		その他	未償還元金及び延滞 利息に係る附帯債権	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。